

## 船舶事故調査報告書

平成29年12月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年6月15日 05時05分ごろ
発生場所	大阪府阪南市下 <sup>しもしなう</sup> 荘漁港北西方沖 下荘港西防波堤灯台から真方位298°900m付近 (概位 北緯34°20.9′ 東経135°12.0′)
事故の概要	漁船新造丸は、西北西進中、また、漁船太白丸は、揚網中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年7月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 新造丸、9.7トン OS2-1776（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 太白丸、2.2トン OS3-4823（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷等 B 左舷船首部外板に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aほか1人が乗り組み、大阪湾の漁場に向けて下荘漁港を発し、船長Aが後部甲板で操船に当たり、約6ノットの対地速力で同漁港北西方沖を西北西進していた。 船長Aは、船首浮上で船首方に死角が生じていたが、漁港入口の防波堤を通過した際、他船を見掛けなかったため、船首方に航行の支障となる他船はいないものと思い、航行を続けたところ、衝撃を感じた。 B 船は、船長Bほか1人が乗り組み、船首を南南東方に向け、漂泊して刺し網漁の揚網作業を行っていた。 船長Bは、B船に向けて接近するA船を認めたものの、いずれB船を避けてくれるものと思い、揚網作業を行っていたところ、A船が至近に接近していることに気付き、機関を後進にかけたとき、A船とB船とが衝突した。
分析	A 船は、西北西進中、船長Aが、船首方に他船はいないものと思い、死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、揚網中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。

	<p>B船は、漂泊して揚網中、船長Bが、B船に接近するA船を認めたものの、いずれA船がB船を避けてくれるものと思い、A船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、A船が衝突のおそれのある態勢で接近を続けていることに気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が西北西進中、B船が漂泊して揚網中、船長Aが死角を補う見張りを適切に行っておらず、また、船長BがA船に対する見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航行中は、左右に移動するなどして死角を補う見張りを行うこと。</li> <li>・ 漂泊中に接近する他船を認めた際は、適切な見張りを行って衝突のおそれの有無を判断するとともに、適切な時機に衝突を避ける措置を採ること。</li> </ul>